

メール集金規定

(2020年9月1日版)



1. 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。
2. この集金方法は、ご預金の預け入れにご利用いただくもので、お預け入れには、必ず当金庫所定の「メール集金専用入金袋」（以下「入金袋」という。）を使用してください。
3. 入金袋には、現金のほか預金に入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当金庫所定の当座勘定入金票又は入金伝票（以下「入金票」という。）とともに入金袋に入れ、その入金袋を施錠したうえで、当金庫の職員にお渡してください。
なお、入金票には氏名・口座番号・入金額・その他、必要事項を記入してください。
4. 入金袋をお預かりいたしますと、所定の「メール集金専用入金袋受取書」に入金袋No. を記入し、受領印を押印します。
5. 当金庫は、保管している副鍵で入金袋を開け、その中の現金・証券類を同封の入金票の記載金額と照合して当金庫所定の手続により指定の預金口座に受入れます。
なお、取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額はお客様に連絡のうえ確認した金額によるものとします。この処理をした際、当金庫はその責任を負いません。
また、入金袋を受領したとき、受取書若しくは預金取扱票の発行はいたしません。
6. 入金袋及び入金袋正鍵の保管には十分ご注意願います。万一紛失又は毀損したときは直ちに書面によって当金庫に届け出てください。
なお、この場合、修理費・再製費又は錠前等の取替えに要する費用を申し受けます。
7. この集金方法は、契約者又は当金庫の都合により、いつでも一時中止又は解約することができます。この場合、入金袋及び入金袋正鍵を直ちに当金庫へお返し願います。
(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこのメール集金の利用を停止し、又は契約者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。
 - イ. 契約者がメール集金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ロ. 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、又は次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

メール集金規定

(2020年9月1日版)

- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ハ. 契約者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
8. 入金袋及び入金袋正鍵は、他に転貸したり、譲渡することはできません。
9. この規定に違反してご使用になったために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。
また、このために当金庫その他に損害が生じた際は、その損害の賠償をお願いする場合があります。
10. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫のホームページへの公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規約の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。